

医薬発0911第1号
令和6年9月11日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」、「大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令」及び「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和6年政令第281号。以下「施行期日令」という。）、大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（令和6年政令第282号。以下「手数料令」という。）及び大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年政令第283号。以下「整備令」という。）については、本日別添のとおり公布されたところです。

これらの政令の主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

第1 施行期日令の内容

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行期日は令和6年12月12日とし、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は令和7年3月1日とすること。

第2 手数料令の内容

- 1 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第13条第4項の政令で定める手数料の額は、大麻草研究栽培者の免許を申請する者にあつては1万2900円、大麻草研究栽培者の免許証の再交付を申請する者にあつては5500円とすること。（本則関係）
- 2 この政令は、改正法の施行の日（令和6年12月12日）から施行すること。（附則関係）

第3 整備令の内容

- 1 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号）の一部改正（第1条関係）

所要の規定の整備を行うこと。
- 2 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成2年政令第238号）の一部改正（第2条関係）
 - (1) 題名を「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令」に改めること。
 - (2) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）別表第1第78号口の政令で定める量は、油脂（常温において液体であるものに限る。）及び粉末にあつては100万分中10分の量、水溶液にあつては1億分中10分の量、これら以外のものにあつては100万分中1分の量とすること。
 - (3) 麻薬及び向精神薬取締法第2条第2項の規定に基づき、化学的変化（代謝を除く。）により容易に同法別表第1に掲げる物を生成する物として、6a・7・8・10a—テトラヒドロ—1—ヒドロキシ—6・6・9—トリメチル—3—ペンチル—6H—ジベンゾ [b・d] ピラン—2—カルボン酸及びその塩類並びに6a・7・10・10a—テトラヒドロ—1—ヒドロキシ—6・6・9—トリメチル—3—ペンチル—6H—ジベンゾ [b・d] ピラン—2—カルボン酸及びその塩類を指定すること。
 - (4) その他所要の改正を行うこと。
- 3 その他
その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。
- 4 施行期日等
 - (1) この政令は、改正法の施行の日（令和6年12月12日）から施行すること。（附則第1条関係）
 - (2) この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第2条から第4条まで関係）

政令第二百八十一号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日は令和六年十二月十二日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和七年三月一日とする。

政令第二百八十二号

大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令

内閣は、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 大麻草研究栽培者の免許を申請する者 一万二千九百円
- 二 大麻草研究栽培者の免許証の再交付を申請する者 五千五百円

附 則

この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

政令第二百八十三号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する

政令

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行に伴い、並びに麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第二項、第三十二条第二項及び別表第一第七十八号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第一条の二第一項中「麻薬営業者は、法第三十二条第二項」を「法第三十二条第一項に規定する麻薬営業者等（次項において「麻薬営業者等」という。）は、同条第二項」に改め、同条第二項中「麻薬営業者」を「麻薬営業者等」に改める。

第十一条第一号中「大麻及び」を削る。

(麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正)

第二条 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令

第一条中「別表第一第七十五号」を「別表第一第七十七号」に改め、第七十号及び第七十一号を削り、第七十二号を第七十号とし、第七十三号から第六十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

(濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量)

第二条 法別表第一第七十八号口の政令で定める量は、次の各号に掲げる物の区分に応じ、当該各号に定める量とする。

- 一 油脂(常温において液体であるものに限る。)及び粉末 百万分中十分の量
- 二 水溶液 一億分中十分の量

三 前二号に掲げる物以外のもの 百万分中一分の量

本則に次の一条を加える。

(麻薬とみなして法の規定を適用する物)

第六条 法第二条第二項の規定に基づき、次に掲げる物を化学的変化(代謝を除く。)により容易に法別表第一に掲げる物を生成する物に指定する。

一 六 a・七・八・十 a—テトラヒドロ—ヒドロキシ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—

六 H—ジベンゾ「b・d」ピラン—ニ—カルボン酸及びその塩類

二 六 a・七・十・十 a—テトラヒドロ—ヒドロキシ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—

六 H—ジベンゾ「b・d」ピラン—ニ—カルボン酸及びその塩類

(輸出貿易管理令の一部改正)

第三条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二一の三の項中「第二条第七号」を「第二条第一項第七号」に改める。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令等の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十

一号）第二条第一号

二 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）第三十五号

三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）第三条第一号

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第五条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十八条第一号中「第八号」を「第七号」に改める。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第六条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第七条 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号を次のように改める。

一 削除

(独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正)

第八条 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号を次のように改める。

一 削除

(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令の一部改正)

第九条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する

る法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正）

第十条 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一及び二 削除

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

(特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正)

第十二条 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第七号を次のように改める。

七 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十七条（同法第二十四条第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪

第七条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第四十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一項中「第十三号」を「第十二号」に改める。

第十七条中「第十四号から第二十号まで」を「第十三号から第十九号まで」に改める。

第二十七条第二項中「第二十一号」を「第二十号」に改める。

第三十二条中「第十三号」を「第十二号」に、「第二十一号」を「第二十号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に係る第五条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十八条の規定の適用については、第五条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第十七条第四号に掲げる行為は、新令第十七条第六号に掲げる行為とみなす。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に係る第十一条の規定による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第一

条の規定の適用については、第十一条の規定による改正前のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令第一条第十一号に掲げる罪は、新令第一条第十七号に掲げる罪とみなす。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この政令の施行前にした行為に係る第十二条の規定による改正後の特定複合観光施設区域整備法施行令（以下この条において「新令」という。）第七条第一項、第八条第二項及び第二十七条第一項の規定の適用については、第十二条の規定による改正前の特定複合観光施設区域整備法施行令（次項において「旧令」という。）第七条第一項第七号に掲げる罪（新令第七条第一項第七号に掲げる罪に相当するものを除く。）は、新令第七条第一項第九号に掲げる罪とみなす。

2 この政令の施行前にした行為に係る新令第七条第二項、第八条第一項、第十七条、第二十七条第二項及び第三十二条の規定の適用については、旧令第七条第二項第九号に掲げる罪は、新令第七条第二項第十号に掲げる罪とみなす。

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）（抄）（第一条関係）	1
○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）（第二条関係）	3
○ 輸出入貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）（第三条関係）	5
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）（抄）（第四条関係）	6
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第四条関係）	7
○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）（抄）（第四条関係）	8
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）（第五条関係）	9
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第六条関係）	10
○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第七条関係）	11
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第八条関係）	12
○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第七十一号）（抄）（第九条関係）	13
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）（第十条関係）	14
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（抄）（第十一条関係）	15
○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）（第十二条関係）	16

改 正 案	現 行
<p>（特定麻薬向精神薬原料）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）<u>第二条第一項第四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。</u></p> <p>一〇十八（略）</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第一条の二 <u>法第三十二条第一項に規定する麻薬業者等（次項において「麻薬業者等」という。）は、同条第二項の規定により同項に規定する事項の提供を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該譲受人に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による承諾を得た麻薬業者等は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を行わない旨の申出があつたときは、当該譲受人から、<u>法第三十二条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつて受けてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>（精神保健指定医の診断の方法）</p> <p>第十一条（略）</p>	<p>（特定麻薬向精神薬原料）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）<u>第二条第四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。</u></p> <p>一〇十八（略）</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第一条の二 <u>麻薬業者等は、法第三十二条第二項の規定により同項に規定する事項の提供を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該譲受人に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による承諾を得た麻薬業者等は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を行わない旨の申出があつたときは、当該譲受人から、<u>法第三十二条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつて受けてはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>（精神保健指定医の診断の方法）</p> <p>第十一条 法第五十八条の六第二項の規定による精神保健指定医の診断は、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める方法による診査をし、その結果を総合的に判断することによつて行うものとする。ただし、第二号に掲げる項目についての診</p>

一 麻薬（あへんを含む。次号を除き、以下同じ。）の施用に起因する身体の異常の有無及び程度 問診、視診、触診、聴診及び打診並びに禁断症状の観察を行うほか、必要に応じ脳波検査、肝機能検査、禁断症状誘発検査その他の検査を行う。

二〇五 (略)

査は、その必要がないことが明らかであるときは、省略することができる。

一 麻薬（大麻及びあへんを含む。次号を除き、以下同じ。）の施用に起因する身体の異常の有無及び程度 問診、視診、触診、聴診及び打診並びに禁断症状の観察を行うほか、必要に応じ脳波検査、肝機能検査、禁断症状誘発検査その他の検査を行う。

二〇五 (略)

○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）（第二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令</p> <p>（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十七号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一〇六十九（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令</p> <p>（麻薬） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 一〇六十九（略）</p> <p>七十 六a・七・八・十a―テトラヒドロ六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔b・d〕ピラン― オール（別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール）（分解反応以外の化学反応（大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻草（次号において単に「大麻草」という。）及びその製品に含有されている六a・七・八・十a―テトラヒドロ六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔b・d〕ピラン― ールを精製するために必要なものを除く。）を起こさせることにより得られるものに限る。）及びその塩類</p> <p>七十一 六a・七・十・十a―テトラヒドロ六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔b・d〕ピラン― ール（別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール）（分解反応以外の化学反応（大麻草及びその製品に含有されている六a・七・十・十a―テトラヒドロ六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ〔b・d〕ピラン― ールを精製するために必要なものを除く。）を起こさせることにより得られるものに限る。）及びその塩類</p>

七十〇百六十（略）

七十二〇百六十二（略）

(濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量)

第二条 法別表第一第七十八号口の政令で定める量は、次の各号に掲げる物の区分に応じ、当該各号に定める量とする。

- 一 油脂(常温において液体であるものに限る。)及び粉末 百分中十分の量
- 二 水溶液 一億分中十分の量
- 三 前二号に掲げる物以外のもの 百万分中一分の量

第三号〜第五号 (略)

(麻薬とみなして法の規定を適用する物)

第六条 法第二條第二項の規定に基づき、次に掲げる物を化学的変化(代謝を除く。)により容易に法別表第一に掲げる物を生成する物に指定する。

- 一 六a・七・八・十a―テトラヒドロ―ヒドロキシ―六・六・九―トリメチル―ニ―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン―ニ―カルボン酸及びその塩類
- 二 六a・七・十・十a―テトラヒドロ―ヒドロキシ―六・六・九―トリメチル―ニ―ペンチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピラン―ニ―カルボン酸及びその塩類

(新設)

第二号〜第四号 (略)

(新設)

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）（抄）（第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>（法第五条第三号ニの政令で定める法令） 第二条（略） 一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第 百二十四号） 二 〇十二（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>（法第五条第三号ニの政令で定める法令） 第二条 法第五条第三号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号） 二 〇十二（略）</p>

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十四 (略)</p> <p>三十五 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）</p> <p>三十六 四百六十八 (略)</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十四 (略)</p> <p>三十五 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）</p> <p>三十六 四百六十八 (略)</p>

○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三十五条第四項第三号等の政令で定める法令） 第三条（略）</p> <p>一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号） 二〇十三（略）</p>	<p>（法第三十五条第四項第三号等の政令で定める法令） 第三条 法第三十五条第四項第三号（法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号） 二〇十三（略）</p>

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）（第五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為） 第十七条（略）</p> <p>一 三（略） （削る）</p> <p>四 十二（略）</p> <p>（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為） 第二十八条（略）</p> <p>一 第十七条第四号から第七号までに掲げる行為 二 十一（略）</p>	<p>（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為） 第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）第二十四条の二（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第二十四条の三（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第二十四条の七の罪に当たる違法な行為</p> <p>五 十三（略）</p> <p>（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為） 第二十八条 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 第十七条第四号から第八号までに掲げる行為 二 十一（略）</p>

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 削除</p> <p>三 六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十二條の三第二項から第四項まで</p> <p>三 六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第四十条（略）</p> <p>一 削除</p> <p>二 二〇二六（略） 三 五（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあっては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあっては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにおいて市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十二條の三第二項</p> <p>二 二〇二六（略） 三 五（略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条（略） 一 削除 二 二〇四十三（略） 2（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十二條の三第二項から第四項まで 二 二〇四十三（略） 2（略）</p>

○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第七十一号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一（略） （削る）</p> <p>二 八（略）</p>	<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条の二（譲渡に係る部分に限る。）の罪</p> <p>三 九（略）</p>

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>（他の法令の準用） 第十八条（略） 一及び二 削除 三～三十一（略） 2（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>（他の法令の準用） 第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一 削除 二 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十二 条の三第二項から第四項まで 三～三十一（略） 2（略）</p>

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（抄）
 （第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） （略）</p> <p>一〇十（略） （削る）</p> <p>十一〇二十五（略）</p>	<p>第一条（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪） インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。） 第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十条の二に規定する罪（児童から譲り受け、又は児童に譲り渡す行為に係るものに限る。）、同法第二十四条の三に規定する罪（大麻から製造された医薬品を児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。）、同法第二十四条の七に規定する罪（児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。）、同法第二十五条第一項第一号に規定する罪又はこれらの罪（同法第二十四条の二第一項、第二十四条の三第一項及び第二十四条の七に規定する罪を除く。）に係る同法第二十七条に規定する罪</p> <p>十二〇二十六（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（免許等の欠格事由に係る罪） 第七條（略）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十七條（同法第二十四條第二項及び第三項（同條第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪</p> <p>2 八〇四十五（略）</p> <p>一〇八（略） （削る）</p> <p>九〇四十七（略）</p> <p>（認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪）</p>	<p>（免許等の欠格事由に係る罪） 第七條 法第四十一條第二項第一号へ（法第四十三條第四項、第四十五條第二項、第四十六條第二項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十七條（同法第二十四條第二項及び第三項（同條第二項に係る部分に限る。）、第二十四條の三第二項（同條第二項に係る部分に限る。）、第二十四條の三第三項（同條第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）及び第三項（同條第二項に係る部分に限る。）並びに第二十五條第一項（第一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪</p> <p>八〇四十五（略）</p> <p>2 法第四十一條第二項第二号イ(6)（法第四十三條第四項、第四十五條第二項、第四十六條第二項、第四十七條第二項及び第四十八條第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 大麻取締法第二十五條第一項（第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二十七條（同法第二十五條第一項に係る部分に限る。）の罪</p> <p>十〇四十八（略）</p> <p>（認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪）</p>

第八条 法第六十条第二項第一号口の政令で定める罪は、前条第二項第一号から第十二号までに掲げる罪とする。

2 (略)

第十七条 法第一百六条第二項第二号(法第一百七十七条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める罪は、第七条第二項各号(第十三号から第十九号までを除く。)に掲げる罪とする。

(許可等の欠格事由に係る罪)
第二十七条 (略)

2 法第四百四十五条第二項第二号イ(2)(法第四百四十六条第四項及び第四百四十七条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第二十号までに掲げる罪(刑法第七十四条、第七十五条及び第八十三條の罪を除く。)とする。

(特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪)
第三十二条 法第五十八条第三項において準用する法第一百六条第二項第二号(法第五十八条第三項において準用する法第一百七十七条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第十二号まで及び第二十号に掲げる罪(刑法第七十四条、第七十五条及び第八十三條の罪を除く。)とする。

第八条 法第六十条第二項第一号口の政令で定める罪は、前条第二項第一号から第十三号までに掲げる罪とする。

2 (略)

第十七条 法第一百六条第二項第二号(法第一百七十七条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める罪は、第七条第二項各号(第十四号から第二十号までを除く。)に掲げる罪とする。

(許可等の欠格事由に係る罪)
第二十七条 法第四百四十五条第二項第一号ハ(法第四百四十六条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める罪は、第七条第一項第一号から第十九号までに掲げる罪とする。

2 法第四百四十五条第二項第二号イ(2)(法第四百四十六条第四項及び第四百四十七条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第二十一号までに掲げる罪(刑法第七十四条、第七十五条及び第八十三條の罪を除く。)とする。

(特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪)
第三十二条 法第五十八条第三項において準用する法第一百六条第二項第二号(法第五十八条第三項において準用する法第一百七十七条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第十三号まで及び第二十一号に掲げる罪(刑法第七十四条、第七十五条及び第八十三條の罪を除く。)とする。